

## 総務省東海総合通信局からのお知らせ

～外国規格の無線機は使用できません！～

「FRS」「GMRS」といった外国規格の無線機がインターネット等で販売されていますが、これらは日本で使用するためのルール（電波法）に従っていないため、**国内では使用できません**。こうした外国規格の無線機が他の無線設備に妨害を与える事例が、たびたび発生しています。

また、**外国規格の発信器（ドックマーカ）**についても、東海総合通信局管内で使用しているとみられる事例が確認されています。

外国製の無線機（発信器）でも、日本国内で使用できる機種は、電波法で定める技術基準証明適合マーク（技適マーク）が付いています。技適マークが付いていない製品の購入・使用は十分ご注意ください。



外国規格の無線機（FRS）の例



外国規格の発信器（ドックマーカ）の例

(参考1:技適マーク)



現在の技適マーク(H7.4～) 旧タイプの技適マーク(S62.10～)

(参考2:罰則)

免許(登録)を受けないで無線局を開設すると、・・・1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。(電波法第 110 条)

**無線機はルールを守って使用しましょう！**

問い合わせ先:

〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館

総務省 東海総合通信局 監視調査課 (電話)052-971-9471

(ホームページ) <https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>